

ルカ状況左記ノ通りニ有之

記

一 労資双方ノ交渉状況

労資双方代表ハ前日會見ノ際ニ於ケル約束ニ依リ六月十三日午前十時三十分ヨリ本社ニ於テ會見セルカ折衝状況左ノ通り

記

(1) 事業主側

寺尾課長 竹重課長

(2) 労働者側

現業負會 高橋 涉

全労(映) 渡辺惣藏

(運) 天満芳太郎

(金) 植田重義 外九名

(3) 會見状況

會社側ニ在リテハ組合代表三名以内ニ於テ會見シタシト代表ノ制限シタルモ代表等ハ之ニ應ヘス全部ニテ會見ヲ強請

シタルヲ以テ

寺尾課長之ニ對シ私ヨリ代表ヲ制限シタルハ多数ニテ會見スルコトハ慎重ナル審議ノ上ニ面白カラサル結果ヲ慮リタル為ニシテ此ノ席ニ於テハ大体ノ意向ヲ申上ケテ御了解ヲ得相密ニ莫ニ就テハ少数ノ方ニト御相談シタイ

實ハ此ノ問題ニ就テ會社カ挑戦シタト言ハルカ會社内務ノ問題テ小供ノ喧嘩ヲ親カ取敢シタト云フモノテアル會社カ挑戦シタモノテモナケレハ現業負會デアルカラ最罰ニ処スト云フ際念ハ芝頭ナイコトヲ明瞭ニ申上ケテ置ギタイト前搜シ

平直ニ申上ケルナラハ問題ハ司直ノ裁判ニ依ルコトニナツテ居ルカ私ノ考ヘモハ恐ラク罪ハ構改シマイト思フ故ニ司直ノ裁キヲ待ツテ其ノ結果ニ依リテ再採用(罪ニナラサル場合)ト云フ方法ニ依リテ善処シタイ